

鹿屋体育大学博士論文の提出条件に関する申合せ

〔平成26年3月10日
研究科委員会決定〕

鹿屋体育大学博士学位論文の提出条件に関する申合せ（平成20年3月17日研究科委員会決定）を廃止する。

（趣旨）

第1 この申合せは、鹿屋体育大学学位規則第7条第1項に規定する博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の提出に関し必要な事項を定めるものである。

（課程博士の博士論文の提出条件等）

第2 課程博士の博士論文の提出に当たっては、学術論文2編以上（主論文1編、副論文1編以上）を基に博士論文（日本語又は英語に限る。）を作成するものとし、学術論文のうち1編以上は、次の各号のいずれかの条件を満たすものとする。

- (1) 日本学術会議に日本学術会議協力学術研究団体として承認された学会・研究会等又は日本スポーツ体育健康科学学術連合に加盟学術団体として承認された学会・研究会等（以下「学術研究団体」という。）が発行し、審査規定が明記された学術雑誌に掲載された学術論文であること。
- (2) 審査規定が明記された英文学術雑誌に掲載された学術論文であること。なお、英文学術雑誌とは、論文全体を英語で執筆することが投稿規定で義務化され、国際的に高い評価を得ている（impact factorを有する（※領域によっては必要としないこともある））雑誌とする。
- 2 上記の規定については、掲載された段階で学術研究団体に承認されていない学会・研究会や、審査規定が明記されていない学術雑誌（英文学術雑誌）は、該当しないものとする。
- 3 学術論文は、本人が筆頭著者であること。
- 4 第1項の規定にかかわらず、学術雑誌の発行団体（学会等）の掲載可（accepted）の証明書がある場合に限り、印刷中の学術論文も審査対象とする。
- 5 大学院博士後期課程入学以降に投稿された論文を対象とする。

（早期修了を適用する課程博士の博士論文の提出条件等）

- 第3 鹿屋体育大学学則第51条第2項ただし書きに定める者の課程博士の博士論文の提出条件は、学術研究団体が発行し、審査規定が明記された学術雑誌又は審査規定が明記された英文学術雑誌に掲載された学術論文から3編以上（主論文1編、副論文2編以上）を基に作成した博士論文（日本語又は英語に限る。）であることとする。なお、英文学術雑誌とは、論文全体を英語で執筆することが投稿規定で義務化され、国際的に高い評価を得ている（impact factorを有する（※領域によっては必要としないこともある））雑誌とする。
- 2 上記の規定については、掲載された段階で学術研究団体に承認されていない学会・研究会や、審査規定が明記されていない学術雑誌（英文学術雑誌）は、該当しないものとする。
 - 3 学術論文は、全て本人が筆頭著者であること。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、学術雑誌の発行団体（学会等）の掲載可（accepted）の証明書がある場合に限り、印刷中の学術論文も審査対象とする。
 - 5 大学院博士後期課程入学以降に投稿された論文を対象とする。

(論文博士の博士論文の提出条件等)

- 第4 論文博士の博士論文の提出条件は、学術研究団体が発行し、審査規定が明記された学術雑誌又は審査規定が明記された英文学術雑誌に掲載された学術論文から3編以上(主論文1編、副論文2編以上)(言語は問わない。)を基に作成した博士論文であることとする。なお、英文学術雑誌とは、論文全体を英語で執筆することが投稿規定で義務化され、国際的に高い評価を得ている(impact factorを有する(※領域によっては必要としないこともある。))雑誌とする。
- 2 上記の規定については、掲載された段階で学術研究団体に承認されていない学会・研究会や、審査規定が明記されていない学術雑誌(英文学術雑誌)は、該当しないものとする。
- 3 学術論文は、全て本人が筆頭著者であること。
- 4 第1項の規定にかかわらず、学術雑誌の発行団体(学会等)の掲載可(accepted)の証明書がある場合に限り、印刷中の学術論文も審査対象とする。
- 5 3編の学術論文(主論文1編、副論文2編)の少なくとも1編は、学位申請日から逆算して3年以内に投稿された論文とする。
- 6 鹿屋体育大学学位細則第24条第1号に規定する者のうち、退学の日から起算して3年以内に学位の授与の申請を行った者の博士論文の提出条件等は、第2を適用するものとする。

(平成21年度から平成25年度に入学した者の取扱い)

第5 平成21年度から平成25年度に本学大学院博士後期課程に入学した者の課程博士及び論文博士の博士論文の提出条件については次のとおりとする。

(1)課程博士の博士論文の提出に当たっては、次の各号のいずれかの条件を満たすものとする。

ア 学術論文2編以上(主論文1編、副論文1編以上)を基に博士論文(言語は問わない。)を作成するものとし、学術論文のうち1編以上は、日本学術会議に日本学術会議協力学術研究団体として承認された学会・研究会等又は日本スポーツ体育健康科学学術連合に加盟学術団体として承認された学会・研究会等(以下「学術研究団体」という。)が発行し、審査規定が明記された学術雑誌に掲載された学術論文とする。

イ 学術論文2編以上(主論文1編、副論文1編以上)をもって博士論文に代える。この場合、学術論文のうち1編以上は、審査規定が明記された英文学術雑誌に掲載された学術論文とする。なお、英文学術雑誌とは、論文全体を英語で執筆することが投稿規定で義務化され、国際的に高い評価を得ている(impact factorを有する(※領域によっては必要としないこともある。))雑誌とする。

(2)鹿屋体育大学学則第51条第2項ただし書きに定める早期修了を適用する者の課程博士の博士論文の提出にあたっては、次の各号のいずれかの条件を満たすものとする。

ア 学術研究団体が発行し、審査規定が明記された学術雑誌に掲載された学術論文から3編以上(主論文1編、副論文2編以上)を基に博士論文(日本語又は英語に限る。)を作成する。

イ 審査規定が明記された英文学術雑誌に掲載された学術論文から3編以上(主論文1編、副論文2編以上)の別刷りをもって博士論文に代える。なお、英文学術雑誌とは、論文全体を英語で執筆することが投稿規定で義務化され、国際的に高い評価を得ている(impact factorを有する(※領域によっては必要としないこともある。))雑誌とする。

(3)論文博士の博士論文の提出に当たっては、次の各号のいずれかの条件を満たすものとする。

ア 学術研究団体が発行し、審査規定が明記された学術雑誌に掲載された学術論文3編以上(主論文1編、副論文2編以上)(言語は問わない。)を基に博士論文を作成する。

イ 審査規定が明記された英文学術雑誌に掲載された学術論文から3編以上(主論文1編、

副論文2編以上)の別刷りをもって博士論文に代える。なお、英文学術雑誌とは、論文全体を英語で執筆することが投稿規定で義務化され、国際的に高い評価を得ている (impact factor を有する (※領域によっては必要としないこともある。)) 雑誌とする。

- (4) 上記(1)～(3)の規定については、投稿した段階で、学術研究団体に承認されていない学会・研究会や審査規定が明記されていない学術雑誌 (英文学術雑誌) は、該当しないものとする。
- (5) 学術論文は、本人が筆頭著者であること。
- (6) 第1項の規定にかかわらず、学術雑誌の発行団体 (学会等) の掲載可 (accepted) の証明書がある場合に限り、印刷中の学術論文も審査対象とする。
- (7) 大学院博士後期課程入学以降に投稿された論文を対象とする。

(平成20年度以前に入学した者の取扱い)

第6 平成20年度以前に本学大学院博士後期課程に入学した者の課程博士及び論文博士の博士論文の提出条件については次のとおりとする。

- (1) 博士論文の提出に当たっては、次の各号のいずれかの条件を満たすものとする。
 - (ア) 日本学術会議に日本学術会議協力学術研究団体として承認された学会・研究会等又は日本スポーツ体育健康科学学術連合に加盟学術団体として承認された学会・研究会等 (以下「学術研究団体」という。) が発行し、審査規定が明記された学術雑誌に掲載された学術論文1編を基に博士論文 (日本語又は英語に限る) を作成すること。
 - (イ) 審査規定が明記された英文学術雑誌に掲載された学術論文1編の別刷りをもって博士論文に代える。
- (2) 上記の規定については、掲載された段階で学術研究団体に承認されていない学会・研究会や審査規定が明記されていない学術雑誌 (英文学術雑誌) は、該当しないものとする。
- (3) 学術論文は、本人が筆頭著者であること。
- (4) 第1号の規定にかかわらず、学術雑誌の発行団体 (学会等) の掲載可 (accepted) の証明書がある場合に限り、印刷中の学術論文も審査対象とする。
- (5) 大学紀要 (本学紀要も含む。) 又はそれに準ずる雑誌に掲載された論文については、審査対象としない。
- (6) 本学大学院博士後期課程入学以降に投稿された論文を対象とする。
- (7) 英文学術雑誌とは、論文全体を英語で執筆することが投稿規定で義務化され、国際的に高い評価を得ている (impact factor を有する (※領域によっては必要としないこともある。)) 雑誌とする。
- (8) (1)の規定は、本学大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得した者に対して退学の日から起算して、3年に限り適用する。
- (9) 日本学術会議法の一部を改正する法律 (平成16年法律第29号) 施行前の日本学術会議に登録された学会・研究会等は、施行後の学術研究団体とみなす。

(雑則)

第7 博士論文の提出に関しこの申合せによりがたい場合には、研究科委員会がその都度定める。

附 則

この申合せは、平成26年4月1日から施行する。